別表第四十三（第七条第二項関係）〔平成31年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成6年改正法附則第11条第7項第4号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成29年	
			4月	10月
			円	円
平成29年	5月	昭和22年5月2日から昭和22年6月1日までに生まれた者	16,440	—
	6月	昭和22年6月2日から昭和22年7月1日までに生まれた者	32,820	—
	7月	昭和22年7月2日から昭和22年8月1日までに生まれた者	49,150	—
	8月	昭和22年8月2日から昭和22年9月1日までに生まれた者	65,420	—
	9月	昭和22年9月2日から昭和22年10月1日までに生まれた者	81,650	—
	10月	昭和22年10月2日から昭和22年11月1日までに生まれた者	97,820	—
	11月	昭和22年11月2日から昭和22年12月1日までに生まれた者	113,930	16,440
	12月	昭和22年12月2日から昭和23年1月1日までに生まれた者	130,000	32,820
平成30年	1月	昭和23年1月2日から昭和23年2月1日までに生まれた者	146,010	49,150
	2月	昭和23年2月2日から昭和23年3月1日までに生まれた者	161,970	65,420
	3月	昭和23年3月2日から昭和23年4月1日までに生まれた者	177,880	81,650
	4月	昭和23年4月2日から昭和23年5月1日までに生まれた者	193,730	97,820
	5月	昭和23年5月2日から昭和23年6月1日までに生まれた者	209,390	—
	6月	昭和23年6月2日から昭和23年7月1日までに生まれた者	225,000	—
	7月	昭和23年7月2日から昭和23年8月1日までに生まれた者	240,560	—
	8月	昭和23年8月2日から昭和23年9月1日までに生まれた者	256,070	—
	9月	昭和23年9月2日から昭和23年10月1日までに生まれた者	271,520	—
	10月	昭和23年10月2日から昭和23年11月1日までに生まれた者	286,930	—
	11月	昭和23年11月2日から昭和23年12月1日までに生まれた者	302,290	—
	12月	昭和23年12月2日から昭和24年1月1日までに生まれた者	317,590	—
平成31年	1月	昭和24年1月2日から昭和24年2月1日までに生まれた者	332,850	—
	2月	昭和24年2月2日から昭和24年3月1日までに生まれた者	348,060	—
	3月	昭和24年3月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者	363,210	—